



ウルメイワシ（太平洋系群）①

ウルメイワシは日本周辺に広く生息し、本系群はこのうち太平洋沿岸と瀬戸内海に分布する群である。

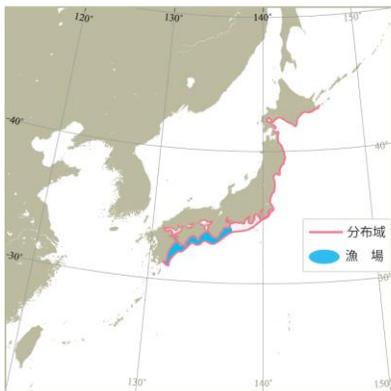


図1 分布域

分布・回遊範囲は沿岸域に集中する。

漁場の中心は日向灘～熊野灘の沿岸域である。

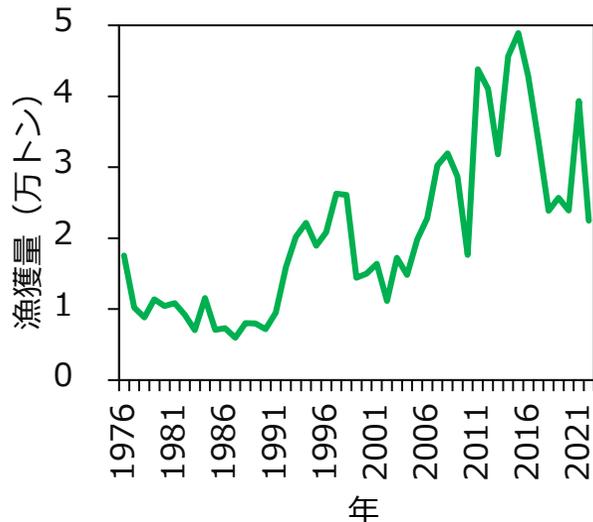


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1990年代以降、変動しつつ増加傾向を示したが、2015年に4.9万トンと過去最高となった後は、減少傾向に転じた。2022年の漁獲量は2021年よりも1.7万トン減少し2.2万トンであった。

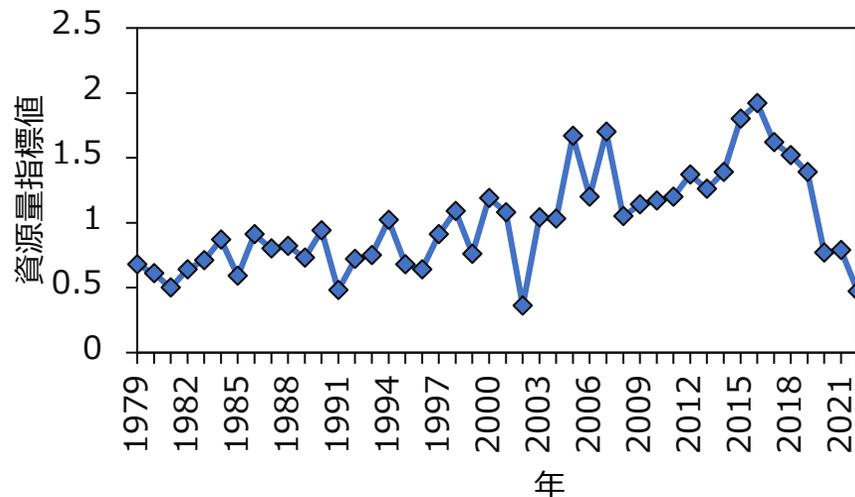


図3 資源量指標値の推移

資源量指標値として、親魚量の指標値である産卵量の年変化を平均値が1になるように規格化した値を用いた。

1979～2016年は0.36～1.92の範囲で増減を繰り返しながら増加傾向を示したが、2017年以降は減少しており、2022年の資源量指標値は0.47であった。

ウルメイワシ（太平洋系群）②

本系群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって、「令和5（2023）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。また、基本的漁獲管理規則（基本規則）案に加え、漁獲量の変動を緩和する措置（変動緩和規則案）を適用した場合も示す。

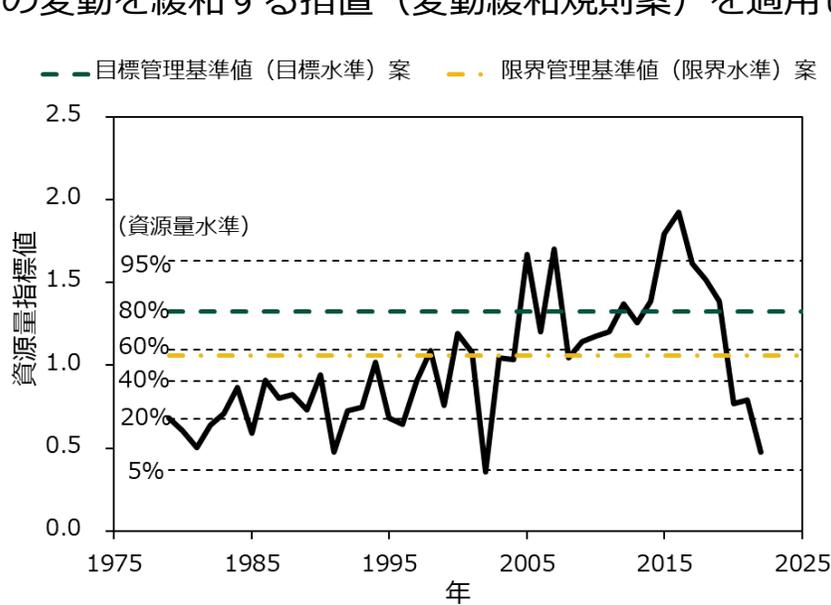


図4 資源量水準および管理基準値案

親魚量の指標値を資源量指標値（黒線）とし、資源量水準に基づいて、80.0%水準を目標管理基準値（緑線）、56.0%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2022年の資源量指標値（0.47）は8.5%水準に相当するため、限界管理基準値案を下回る。

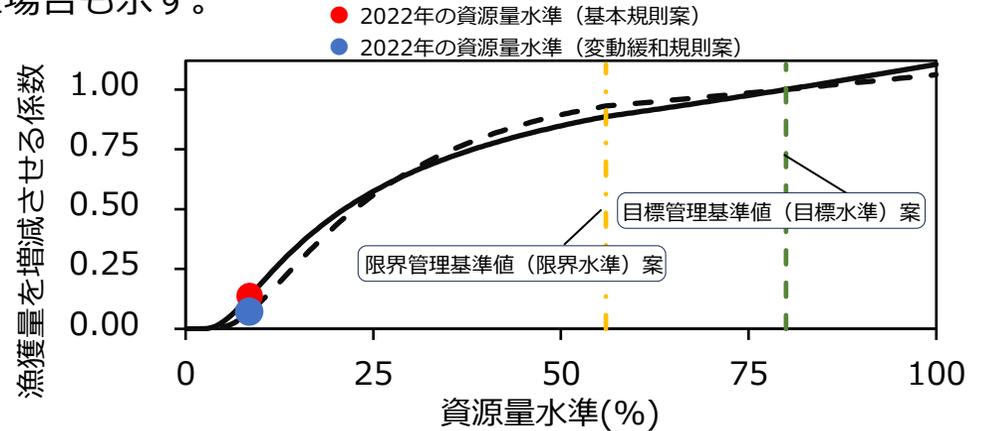


図5 漁獲管理規則案

資源量水準に応じて漁獲量を増減させる係数を決める漁獲管理規則を提案する。黒線は基本規則案、黒破線は変動緩和規則案を適用した場合の係数の値を示す。資源量水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。変動緩和規則案の場合、係数に基づき算出される算定漁獲量が最新年の漁獲量の140%（60%）を上回る（下回る）場合には、算定漁獲量を最新年の漁獲量の140%（60%）に置き換える。

現状（2022年）の資源量水準（8.5%）における漁獲量を増減させる係数は、基本規則案で0.136（赤丸）、変動緩和規則案で0.070（青丸）である。

ウルメイワシ（太平洋系群）③

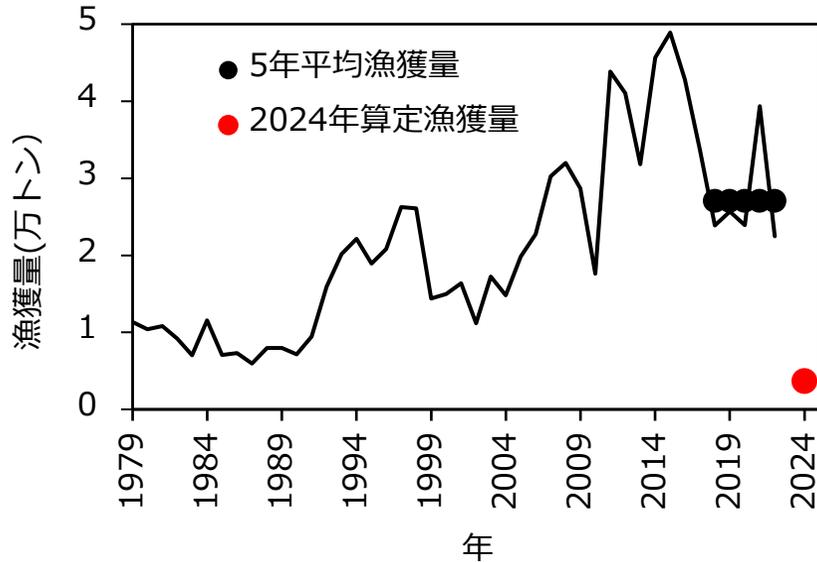


図6 漁獲量の推移と基本規則案に則った2024年の算定漁獲量

直近5年間（2018～2022年）の平均漁獲量（黒丸、2.7万トン）に2022年の資源量水準から求められる漁獲量を増減させる係数（0.136）を乗じて算出される2024年の算定漁獲量は0.37万トン（赤丸）となる。

	資源量水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値（平均値を1とする相対値）
目標管理基準値（目標水準）案	80.0%	1.000	1.32
限界管理基準値（限界水準）案	56.0%	0.887	1.06
現状の値（2022年）	8.5%	0.136	0.47
資源量指標値の推移から求めた資源量水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。 2022年の資源量水準は8.5%であることから、2024年の算定漁獲量は0.37万トンと算出される。			

ウルメイワシ（太平洋系群） ④

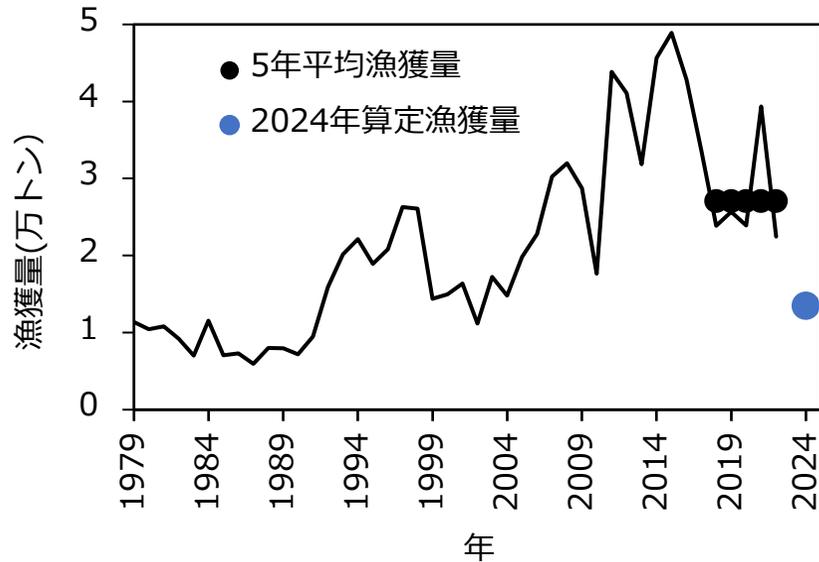


図7 漁獲量の推移と変動緩和規則案に則った2024年の算定漁獲量

直近5年間（2018～2022年）の平均漁獲量（黒丸、2.7万トン）に、2022年の資源量水準から求められる漁獲量を増減させる係数（0.070）を乗じて算出される2024年の算定漁獲量は0.2万トンとなる。

この値は最新年（2022年）の漁獲量2.2万トンの60%を下回ることから、2024年の算定漁獲量を1.3万トンに置き換える（青丸）。

	資源量水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値（平均値を1とする相対値）
目標管理基準値（目標水準）案	80.0%	1.000	1.32
限界管理基準値（限界水準）案	56.0%	0.931	1.06
現状の値（2022年）	8.5%	0.070	0.47
<p>資源量指標値の推移から求めた資源量水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させるとともに、漁獲量の変動を緩和する措置をとる。</p> <p>2024年の算定漁獲量は2022年の漁獲量の60%である1.3万トンと算出される。</p>			

ウルメイワシ（太平洋系群）⑤

1990～2022年の各年において、基本規則案と変動緩和規則案を初めて適用した場合の漁獲量を増減させる係数と、翌々年の算定漁獲量を示す。変動緩和規則案を適用することによって算定漁獲量の極端な増減は回避できるが、平均的な算定漁獲量は少なくなる。

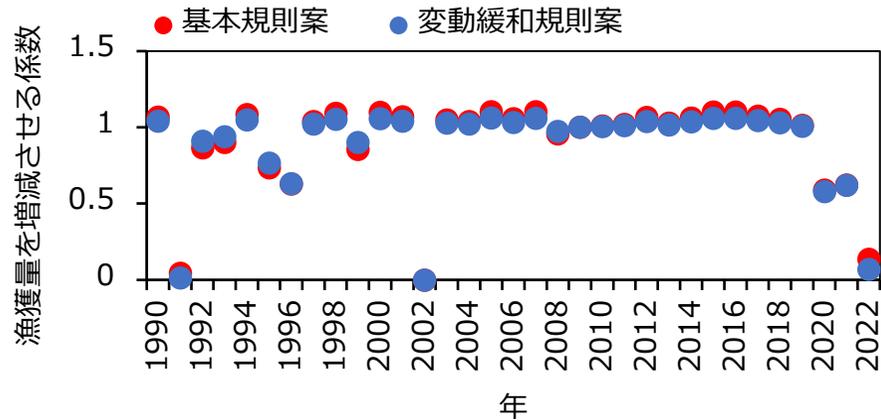


図8 漁獲量を増減させる係数の比較

1991、2002、2022年においては基本規則案と変動緩和規則案の両方で漁獲量を増減させる係数が極端に低くなった。

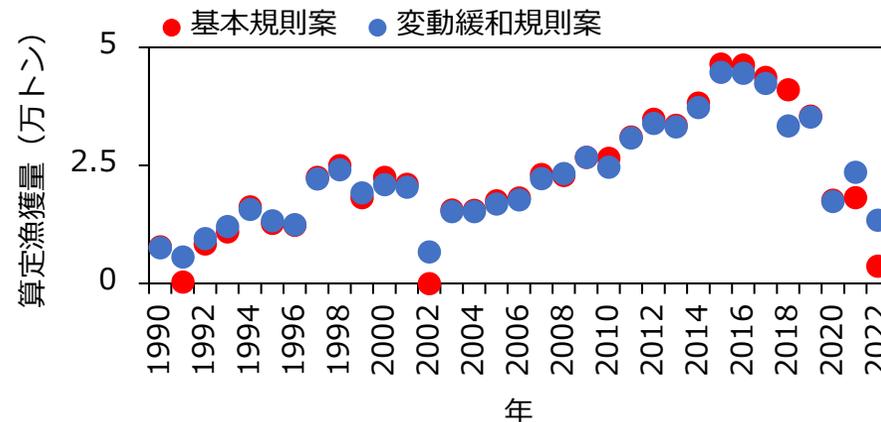


図9 算定漁獲量の比較

33年間のうち23年間について変動緩和規則案の算定漁獲量が基本規則案より少なくなった。しかし、1991、2002、2021、2022年においては、変動緩和規則案により算定漁獲量の極端な減少が回避されている。一方、2018年においては変動緩和規則案の方が算定漁獲量が大幅に低くなっている。